



制定の趣旨

<現在の取組>

「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」や「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインまちづくりを推進し、質の高い都市空間の創出に取り組んでいる。

<現状認識>

すべての人が社会のあらゆる活動に参加するためには、区民、事業者、区が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりをこれまで以上に推進していくことが必要である。

<新たな取組>

普及啓発の強化とともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度の創設や施設整備の対象拡大、工事完了報告制度の創設等の施設整備の強化を行うため、新たな取組として、(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の制定を進める。

条例の目的

区民、事業者、区が協力、連携して、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインまちづくりを推進することで、すべての人が年齢、性別、国籍、個人の能力等によってわけ隔てられることなく共生する社会の実現に資することを目的とする。

定義

(※1: 骨子の付属資料1「都市施設・特定都市施設・事前協議の対象施設の一覧」参照)

- (1) **ユニバーサルデザインまちづくり** 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境をつくりあげるというユニバーサルデザインの理念に基づき、都市施設に関して、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし又は訪れることができるまちの実現を推進するための取組
建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設
- (2) **都市施設^{※1}**
(3) **特定都市施設^{※1}**
都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設
- (4) **整備基準** すべての人が都市施設を円滑に利用できるための判断基準となる事項

ユニバーサルデザインまちづくりに取り組む各主体の役割

- (1) **区民** ユニバーサルデザインまちづくりについて、理解を深め、相互に協力して推進するとともに、区の施策に協力するよう努める。
- (2) **事業者** ユニバーサルデザインまちづくりについて、理解を深め、積極的に推進するとともに、区の施策に協力し、所有等する都市施設を安全かつ円滑に利用されるよう努める。
- (3) **区** 区民及び事業者のユニバーサルデザインまちづくりの取組について、支援及び協力をう。

ユニバーサルデザインまちづくりの推進

- (1) **普及啓発** 各主体は、ユニバーサルデザインまちづくりに関して理解を深めるとともに、知識の普及及び意識の啓発に取り組む。
- (2) **一体的推進** 各主体は、相互に協力又は連携し、一体となってユニバーサルデザインまちづくりを推進する。

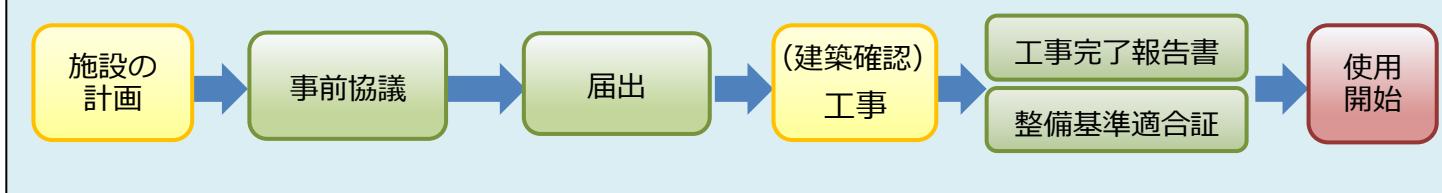
整備基準への適合^{※2}

(※2: 骨子の付属資料2「整備基準への適合(例示)」参照)

- (1) **整備基準** 都市施設を所有、管理、新設又は改修等をしようとする者(施設所有者等)は、都市施設を整備基準に適合させるよう努める。
- (2) **整備基準のうち遵守事項** 特定都市施設を新設又は改修等しようとする者(特定整備主)は、当該新設又は改修等に係る部分について整備基準のうち遵守事項に適合させなければならない。

計画段階からの整備推進に向けた取組^{※3}

- (1) **事前協議^{※1}** (※3: 骨子の付属資料3「計画段階からの整備推進に向けた取組の流れ」参照)
・特定都市施設のうち一定の種類、規模の施設を新設又は改修しようとする者は、整備基準への適合に関して、区長に事前協議の申請をする。
・区長は事前協議の申請者に対し、整備基準に適合しないときは、必要な措置を要請する。事前協議にあたり、ユニバーサルデザインまちづくりに識見を有する者の意見を聴く。
- (2) **届出**
・特定整備主は、設計内容の整備基準への適合状況に関して、工事に着手する一定期間前までに区長に届け出る。ただし、他の法令等により同等以上の措置のある場合はこの限りでない。
- (3) **工事完了報告書**
・事前協議又は届出をした特定整備主は、工事を完了したときは、整備基準への適合状況に関して工事完了報告書を区長に提出する。
- (4) **整備基準適合証**
・施設所有者等は、整備基準の項目の区分ごとのそれぞれの基準に適合させているときは、区長に、当該項目に関する整備基準適合証の交付請求をすることができる。
・区長は、整備基準の項目ごとの基準に適合しているときは、整備基準適合証を交付する。



都市施設の整備

- (1) 都市施設の整備基準への適合状況について調査することができる。
- (2) 特定都市施設に係る整備基準への適合状況について報告を求めることができる。
- (3) 特定整備主等に対し、整備基準に適合させるよう指導及び助言ができる。
- (4) 事前協議又は届出をせずに工事着手したとき等は、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- (5) (4)の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公表することができる。
※(4)の勧告、(5)の公表をしようとするときは、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の意見を聴く。
- (6) 既存の特定都市施設を所有等する者は、整備基準の適合のための措置の状況把握に努める。
区長は、既存特定都市施設の所有者等に対し、指導及び助言することができる。

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

ユニバーサルデザインまちづくりの推進に関する意見を聴くため、区の附属機関として学識経験者、事業者、区民からなる新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置する。